

富山県政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月26日
富山県条例第34号

改正 平成13年12月21日条例第61号
平成14年6月28日条例第43号
平成20年3月26日条例第33号
平成20年9月29日条例第52号
平成24年12月12日条例第93号
平成28年12月16日条例第65号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、富山県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(会派及び議員の責務)

第1条の2 富山県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。

(議長の責務)

第1条の3 富山県議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、会派に対し交付する。

(政務活動費の交付額)

第4条 政務活動費は、月額300,000円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。1の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派の名称、代表者の氏名、政務活動費経理責任者の氏名、所属議員数及び所属議員の氏名を記載した会派結成届を直ちに議長に提出しなければならない。

2 前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、その代表者は、直ちに会派異動届を議長に提出しなければならない。

ない。

- 3 会派を解散したときは、その代表者であった者は、直ちに会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第6条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派について、政務活動費の交付に関し必要な事項を毎年4月10日までに知事に通知するものとする。

- 2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、当該届出の内容を速やかに知事に通知するものとする。

(政務活動費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により通知のあった会派について、政務活動費の交付の決定（既に行った交付の決定を変更する場合を含む。）を行い、これを当該会派の代表者に通知するものとする。

(政務活動費の交付)

第8条 知事は、会派に対し毎四半期（4月を起算月とする毎三箇月を1の四半期とする。以下同じ。）の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を交付するものとする。ただし、1の四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、当該四半期の最初の月から任期満了日の属する月までの月数分を交付するものとする。

- 2 知事は、1の四半期の途中において、新たな会派が結成され、又は会派の所属議員が増加したときは、次の各号の区分に応じ当該各号に定める政務活動費を交付し、又は追加して交付するものとする。

- (1) 新たな会派の結成 新たな会派が結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費

- (2) 会派の所属議員の増加 会派の所属議員が増加した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の当該四半期に属する月数分の増加した所属議員に係る政務活動費

- 3 会派の代表者は、1の四半期の途中において、会派を解散し、又は会派の所属議員が減少したときは、次の各号の区分に応じ当該各号に定める既に交付された政務活動費を速やかに返還しなければならない。

- (1) 会派の解散 会派が解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費

- (2) 会派の所属議員の減少 会派の所属議員が減少した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）以降の当該四半期に属する月数分の減少した所属議員に係る政務活動費

(収支報告書)

第9条 会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- (1) その年度において交付を受けた政務活動費（以下「収入」という。）の額

- (2) その年度において行った別表に掲げる経費ごとの政務活動費に係る支出（以下「支出」という。）の額及び主たる支出の内訳

- (3) 収入の額から支出の額を差し引いた額

- 2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を解散した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 3 前2項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る会計帳簿、領収書その他の証拠書類の写し（以下「証拠書類の写し」という。）を添付しなければならない。

(議長の調査)

第9条の2 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、政務活動費の適正な使用を確保するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする。

(議長の是正勧告及び命令)

第9条の3 議長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、会派に対し、収支報告書の内容の是正を勧告

することができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた会派が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合には、議長は当該会派に対し、相当な期間を定めて収支報告書の内容の是正を命ずることができる。
- 3 議長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を行おうとする会派に対し、十分な弁明の機会を与えるものとする。
- 4 議長は、第2項の規定による命令をしようとするときは、必要に応じて、第12条第1項に規定する富山県議会政務活動費調査等協議会の意見を聴くものとする。
- 5 議長は、第2項の規定による命令を行ったときは、速やかに当該命令の内容を公表するものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 会派の代表者は、収入の額から支出の額を差し引いて残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第11条 議長は、第9条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）を同条の規定による提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

- 2 何人も、議長に対し前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条の非開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(富山県議会政務活動費調査等協議会)

第12条 政務活動費制度の適正な運用を期するため、富山県議会政務活動費調査等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、議長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 第9条の3第4項による収支報告書の是正命令に係る意見に関すること。
 - (2) 収支報告書の内容の調査に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、政務活動費制度の適正な運用に関すること。
- 3 協議会は委員3人以内で構成し、委員は学識経験を有する者のうちから議長が委嘱する。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第61号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富山県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第93号）

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富山県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の富山県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第4条の規定による会派の届出は、この条例の施行の日において新条例第5条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附 則（平成28年条例第65号）

この条例は、平成29年1月1日から施行し、この条例による改正後の富山県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成28年4月1日以降に交付する政務活動費から適用する。

別表（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派が行う活動にかかる事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費